



東京プレイセラピーセンター

認定プレイセラピスト: Certified Play Therapist（CPT）資格基準

I. 資格・ライセンス

1. 以下のいずれかの資格を保持していること
 - ・臨床心理士
 - ・臨床発達心理士
 - ・公認心理師
 - ・児童精神科医師

II. 学歴

1. 心理学の大学院博士前期課程修了以上（児童精神科医については免除）

III. プレイセラピーに特化したトレーニング

1. プレイセラピーに特化したトレーニング（研修）を **150 時間以上** 受講
2. **過去 10 年間** の研修を有効とする
3. 以下の内容のものを、提示されている時間数以上受講すること
4. オンラインによるトレーニングも単位の一部として認める。ただし、150 時間のうち 75 時間以上、またプレイセラピースキル 50 時間のうち 30 時間以上は対面によるトレーニングであること。
5. 研修やトレーニング、セミナーなどの出席証明書など、参加を証明する書類、および内容が以下の項目に該当することが明記された書類（シラバスや案内など）を提出すること。
6. 大学院でのプレイセラピーの授業や職場でのプレイセラピー研修も、下記 a) から g) いずれかに該当する内容に関しては、プレイセラピーに特化したトレーニングとして認める。（認められる研修かどうか不明な場合には、東京プレイセラピーセンター（tokyocpt@gmail.com）までお問い合わせください）。

認定プレイセラピスト（CPT）資格基準
(2024 年 7 月)

受講内容	時間数
a) プレイセラピーの歴史	2 時間以上
b) プレイセラピーにおける重要な理論	55 時間以上
c) プレイセラピーのスキル	50 時間以上
d) プレイセラピーと多文化	6 時間以上
e) 保護者との関わり	6 時間以上
f) 災害支援におけるプレイセラピー	6 時間以上
g) プレイセラピーに関するトピック（上記以外のトピック、特定の対象とのプレイセラピー、新しい理論など）	25 時間以上

IV. プレイセラピー経験とスーパービジョン

1. プレイセラピーのセッションを実施した時間数が **350 時間以上**
2. プレイセラピーに関するスーパービジョンを受けた時間数が **35 時間以上**
3. スーパービジョンの時間数には、少なくとも 1 セッション分のプレイセラピーを実施している録画を用意して、スーパーバイザーとそれを見ながら検討するスーパービジョンを含めること
4. 350 時間以上のプレイセラピー経験と 35 時間以上のプレイセラピースーパービジョンは**過去 5 年以内**のものを有効とする。
5. プレイセラピーの実施時間数およびプレイセラピースーパービジョンの時間数の証明として、現在のスーパーバイザーあるいは過去のスーパーバイザーからの署名を付した証明書の提出が必要。
6. 以前の経験について過去のスーパーバイザーからの証明を受けられない場合には、その理由を申請時に記載し、現在のスーパーバイザーに以前のプレイセラピーの実施時間数を証明してもらうことも認める。
7. スーパービジョンは対面またはオンラインどちらで行われたものでもよい。
8. スーパービジョンは、個人だけではなく、グループで行われたものも時間数として認める。ただし、グループスーパービジョンの中で自分のケースを検討した時間のみを該当時間数として認める。（他のスーパーバイザーがケースを検討しているのを聞いている時間は時間数として認めない）。またグループスーパービジョンは、あくまで、自分のケースについての指導を受けるスーパービジョンであり、ケースについての発表や事例検討会などの研修機会はそれとは異なる。（時間数や内容について

認定プレイセラピスト（CPT）資格基準
(2024 年 7 月)

て不明な場合には、東京プレイセラピーセンターまで
(tokyocpt@gmail.com) お問い合わせください。

9. プレイセラピーを実施しているセッションの録画検討については、クライアントではない子どもとの模擬セッションの録画、大人とのロールプレイ（大人が子ども役をしている）の録画も認める。クライアントではない子どもとの模擬セッションを用いる場合には、子どもと自身の関係性や保護者への同意のプロセスなどについてもあらかじめスーパーバイザーに相談し、適切な状況で行うこと。

V. 認定プレイセラピスト（CPT）取得期間

1. 上記の 3 と 4 の基準を満たすのに、2 年以上をかけること。開始はプレイセラピーの研修を初めて受けた年からと考える。

VI. 申請料と年間登録料について

1. CPT 申請料、また年間登録料は以下の通りである。

	審査料	年間登録料
一般会員	6,000 円	2,000 円
非会員	12,000 円	6,000 円

2. CPT の資格認定審査は年間を通じて行われます。
3. CPT 申請は各年度 1 月末まで受け付けます（それ以降は翌年度に持越しとなります）。
4. CPT 申請と同時に、審査料（6,000 円）をお支払いいただきます。
5. 審査料の振込が確認された時点で審査開始となります。
6. 審査に要する時間は長くて 1 ヶ月程度と見込んでください。
7. 審査を経て認定された日をもって CPT として登録されます。
8. その後、資格保持のための年間登録料（2,000 円）および 3 年毎の更新手続きが必要となります。

VII. 資格の更新について

1. 年に 1 回の登録更新：登録料（2,000 円）の納付

認定プレイセラピスト（CPT）資格基準
(2024 年 7 月)

2. 3 年に 1 度の資格更新手続き：3 年間で 24 時間以上のプレイセラピーに特化した研修による 24CEU の取得（12 時間以上が対面研修であること）
3. 資格更新の書類を当該年度の 2 月末日までに送付、3 月末日に更新となる。
4. 資格更新の審査は無料とし、更新が認められた場合は当該年度の年間登録料（2,000 円）を速やかに支払う。

制定：2022 年 11 月

更新：2024 年 7 月